資料３－１

「第４期北海道医療費適正化計画」の一部改定［概要］

１　現行計画の概要

（１）目的　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、本道における医療費の適正化を総合的に推進するために策定する計画

（２）期間　令和６年４月～令和12年３月［６年間］（令和６年３月策定）

２　一部改定の考え方

・　現行計画では、後発医薬品の使用促進に係る数値目標について、「今後示される新たな国の目標を踏まえ、再設定する」こととしていた。

・　国の「第４期医療費適正化基本方針」の改正（令和６年11月）や「第４期全国医療費適正化計画」の策定（令和７年３月）により、後発医薬品の使用促進に係る新たな国の目標が示されたことから、北海道保険者協議会医療費適正化部会の意見などを伺い、国の目標を踏まえた現行計画の数値目標の改定を行う。

〈新たな国の目標〉
後発医薬品の使用割合（数量ベース）　80%以上
後発医薬品の使用割合（金額ベース）　65%以上【追加】

３　一部改定の内容

○　後発医薬品の使用促進に係る数値目標を、新たな国の目標と同様に改定する。
また、改定に伴い、後発医薬品の使用に係る取組効果額を変更する。

第３章　基本理念と目標
・第２節　医療費適正化に向けた目標
２　医療の効率的な提供の推進に関する達成目標

（4）後発医薬品等の使用促進
後発医薬品の使用割合（数量ベース）　80%以上
後発医薬品の使用割合（金額ベース）　65%以上【追加】

・第３節　計画期間における医療費の見通し

・　後発医薬品の使用による取組効果額を、数量ベースの目標に係る効果額（29.7億円）から金額ベースの目標に係る効果額（82.9億円）に変更
・　変更により、目標を達成した場合の本道医療費（R11年度）は、従前の見込額から53億円減少し、2兆5，225億円の見込み